



鳥取県公報

平成 26 年 11 月 25 日(火)
号外第 107 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例
(51) (警察本部生活環境課) 3

=====公布された条例のあらまし=====

◇風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

県道の名称の変更に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 店舗型性風俗特殊営業の禁止地域等を示す規定中、県道鳥取鹿野倉吉線の名称を県道三朝温泉木地山線に改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

条 例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第51号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年鳥取県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第2（第9条－第12条関係）		別表第2（第9条－第12条関係）	
法第2条第6項第1号の営業及びモーテル営業	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1) 略 (2) 東伯郡三朝町大字三朝の区域のうち、 <u>県道三朝温泉木地山線</u> （ <u>県道鳥取鹿野倉吉線と重複する区間を含む。以下同じ。</u> ）、町道堂小路線、町道三朝砂原線、町道川岸線及び三徳川左岸によって囲まれた区域	法第2条第6項第1号の営業及びモーテル営業	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1) 略 (2) 東伯郡三朝町大字三朝の区域のうち、 <u>県道鳥取鹿野倉吉線</u> 、町道堂小路線、町道三朝砂原線、町道川岸線及び三徳川左岸によって囲まれた区域
略		略	
法第2条第6項第3号及び第5号の営業、同条第7項第2号の営業並びに映像送信型性風俗特殊営業	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1)～(7) 略 (8) 東伯郡三朝町大字三朝の区域のうち、 <u>県道三朝温泉木地山線</u> 、町道堂小路線、町道三朝砂原線、町道川岸線及び三徳川左岸によって囲まれた区域 (9) 略	法第2条第6項第3号及び第5号の営業、同条第7項第2号の営業並びに映像送信型性風俗特殊営業	次に掲げる区域を除く鳥取県の区域 (1)～(7) 略 (8) 東伯郡三朝町大字三朝の区域のうち、 <u>県道鳥取鹿野倉吉線</u> 、町道堂小路線、町道三朝砂原線、町道川岸線及び三徳川左岸によって囲まれた区域 (9) 略
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。